

掲示期間：7.19-7.28

新潟市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月19日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第4号

新潟市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟市選挙管理委員会規程（昭和54年選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 告示及び公印（第21条・第22条）」を「第6章 告示（第21条）」に改める。

目次中「第23条」を「第22条」に改める。

第2条第2項中の「推薦」を「推選」に改める。

「第6章 告示及び公印」を「第6章 告示」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

附 則

この規程は、令和6年7月19日から施行する。